

浜崎達也議員の質疑
産後ケアについて

予算特別委員会 <令和5年3月8日～3月16日>
<3月9日>



(浜崎議員)

公明党は2020年、当時の菅首相に政策提言の中で、男性版産休の創設を主張しました。その結果2022年10月にいわゆる「産後パパ育休」がスタートしました。

今年4月からは、従業員1,000人以上の企業は育休取得率の公表が義務化されます。実は新卒男性社員の9割は「将来、育休を取りたい」と考えているとのこと。

今回は、妊婦さんの立場で、私は、イクメンからほど遠い昭和のオヤジですが、私自身ができなかった贖罪も込めて産後ケア事業について質問します。

産後ケア事業が始まった経緯をご説明ください。

【健康増進課長】

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、産前産後に身体的、精神的にも不安定な時期に身近な人の助けが十分に得られず、不安や負担を抱えている妊産婦が増えていることから、出産後の母親の心身のケアや育児のサポート等を行うことを目的として、平成26年度に産後ケア事業が創設されました。

本県では、平成28年度から、5市町で開始され、実施市町村は拡大しております。



(浜崎議員)

産後ケア事業に係るサービスの種類と、各サービスの特色について説明ねがいます。併せて、県内市町村における産後ケア事業の各サービスの実施市町村数を教えてください。

【健康増進課長】

産後ケア事業には、「短期入所型」、「通所型」、「居宅訪問型」の3種類のサービスがあります。

いずれも、産後に家族などのサポートを十分に受けられない方や、育児に不安がある方などを対象に、「短期入所型」は、病院等の空きベッドを活用して、母親に休養できる機会を提供するとともに、助産師等による授乳や育児等の相談支援を実施します。

「通所型」は、日中、病院や診療所、助産所等へ来所された母親への育児指導や相談等を実施します。

「居宅訪問型」は、助産師等が自宅を訪問して、個別に授乳等の支援を実施します。

令和4年10月1日現在、いずれかの産後ケア事業を実施している市町村数は51です。各サービスの実施市町村数は、短期入所型は47、通所型は44、居宅訪問型は24です。

(浜崎議員)

いまだ実施していない9市町の来年度の実施予定はどうなっていますか。

【健康増進課長】

産後ケア事業を実施していない9市町については、いずれも令和5年度中の実施に向けて、検討している状況であると伺っております。

(浜崎議員)

助産師の先生との懇談で、母親に休養の機会を提供する「短期入所型」いわゆる「ショートステイ」は、産後ケア事業の中でも特に重要なサービスと聞きました。ショートステイの実施について県の認識をお聞かせ下さい。

【健康増進課長】

「短期入所型」いわゆるショートステイは、助産師等の看護職が24時間体

制で配置されていること、食事の提供があること、子どもを預かってもらえることから、母親が家事や育児から解放され、安心して休養できるサービスであると認識しております。

(浜崎議員)

現在、産後ケア事業を実施しているが、ショートステイを実施していない市町村に対して、ショートステイを実施するよう働きかける必要があると考えますが、県の考えを伺います。

【健康増進課長】

産後ケア事業を実施してはいるが、ショートステイを実施していない4市町に聞き取りを行ったところ、当該自治体内にショートステイを委託できる医療機関等がない等の理由で実施していないとのことでした。

そのため、県としましては、近隣市町村が短期入所型サービスの実施を委託している医療機関等の情報を、これらの市町村に対して提供することにより、ショートステイの実施に向けた支援を行ってまいります。

(浜崎議員)

冒頭の報告で未だ産後ケア事業に取り組んでいない9市町村に対し、事業開始と同時にショートステイも取り入れるよう働きかけを県はすべきだと考えるが如何でしょうか。

【健康増進課長】

厚生労働省の通知では、産後ケア事業について、「短期入所型」、「通所型」、「居宅訪問型」のいずれかを、市町村の判断で実施するよう努めることとされております。

そのため、これから産後ケア事業を開始する9市町村に対しましては、「短期入所型」のメリットを説明するとともに、近隣市町村が「短期入所型」の実施を委託している医療機関等の情報を、これらの市町村に対して提供することにより、「短期入所型」も含めた事業の実施に向け、働きかけてまいります。

浜崎議員)

今年4月から、国において子ども家庭庁が発足し、今後、ますます母子保健

に係る施策が注目され、重要性が高まると考えますが、施策の推進にあたり、部長の決意をお聞かせ下さい。

【保健医療介護部長】

核家族化が進み、地域のつながりが希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭も少なくなく、安心して出産・子育てができる環境整備が必要です。

委員ご指摘のとおり、国において、4月から妊娠、出産から子育てまで、子ども施策を一元的に策定実施する、子ども家庭庁が発足します。

私どもとしましては、様々な施策が妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく実施できるよう、体制の整備・充実に、しっかりと取り組んでまいります。